

## 地域共生社会講座動画制作等委託業務仕様書

### 1 業務名

地域共生社会講座動画制作等委託業務

### 2 目的

少子高齢化や人口減少などにより地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、8050問題やヤングケアラーなど、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が困難な複合課題が顕在化している。

こうした課題への対応として、県では、「高知型地域共生社会」※<sup>1</sup>の取り組みを推進している。

取り組みの推進にあたり、多くの職種や県民を巻き込み、分野横断的な取り組みの理解者・実践者の裾野を拡げ、網の目のような支援のネットワークを構築するため、令和5年度から「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」※<sup>2</sup>を進めている。

本事業は、同プロジェクトの一環として、県民向けに高知型地域共生社会の概念や日ごろからの地域のつながりの重要性などを分かりやすく伝える動画（地域共生社会講座）等により、つながりを実感できる地域づくりに向けた県民一人ひとりの行動のきっかけとなるよう意識啓発を行うことを目的とする。

#### ※1 高知型地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

本県においては、令和4年度から「高知型地域共生社会」を掲げ、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として、また、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進め、この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす高知型地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用し、取り組みを推進している。

この取り組みをオール高知で推進するにあたり、令和4年10月には、全市町村長と全社会福祉協議会会長、知事が共同で「高知家地域共生社会推進宣言」を実施した。また、令和5年度からは支え合いの地域づくりに取り組む民間企業・団体を募集しており、46の民生委員児童委員協議会と56の民間企業・団体が高知家地域共生社会推進宣言に参画している。（令和6年2月時点）

#### ※2 ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みである地域の支援ネットワークづくりには、コミュニティソーシャルワーカー（社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域の課題解決のサポートを行う人）のほか、高齢や障害、子ども、生活困窮等の各分野の専門職にも、住民一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められる。

また、専門職だけでなく、県民や企業などにも理解を得て参画いただくことが重要であることから、県では、令和5年度から「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」として、コミュニティソーシャルワーカーの養成を拡大したり、ソーシャルワークの理解者・実践者を増やすWeb動画研修（気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修）等を実施したりしている。

【参考】「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」（Web動画研修）

<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/kyosei/about/#project>

### 3 業務内容

#### (1) 地域共生社会講座動画制作

## ア 地域共生社会講座動画の概要

地域共生社会講座動画（以下「講座動画」という。）は、高知型地域共生社会の概念や日ごろからの地域のつながりの重要性などを、県内の活動事例等を踏まえて分かりやすく紹介することで、県民一人ひとりの行動のきっかけとなるものとする。

### (ア) 講座動画の用途

広く一般に公開

（高知家地域共生社会ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。URL :

<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/kyosei/>）、県ホームページ、高知県社会福祉協議会のYouTube アカウントにて公開）

### (イ) 主な対象者

福祉関心層の一般県民（中学生以上）

### (ウ) 構成等

#### a 講座動画で伝えたいこと

- ・地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、様々な困りごとを抱えている人がおり、また、誰もが困りごとを抱え、孤独・孤立に陥る可能性があること
- ・身近な地域に様々な支援機関や居場所があること、また、民間企業等により住民同士のつながりづくりや地域での支え合い活動が様々行われていること
- ・地域で困っている人に気づき、支援機関や居場所につなぐには、つながりを実感できる地域づくりが重要であること。そうした地域づくりにあたっては、県民一人ひとりが日ごろからあいさつや声かけを心がけ、清掃活動や地域のお祭りへといった地域活動に参加するなど、身近な行動が大切であること

#### <構成イメージ>

- ・高知県知事からのメッセージ（1～2分）
- ・地域の支え合いの力の弱まりの現状、高知型地域共生社会の概要（ナレーション）
- ・困りごとや生きづらさを抱えた人への支援（相談窓口や社会参加の場づくり）や地域での支え合い活動（あったかふれあいセンター等の多世代多分野の居場所、民間企業等による住民同士のつながりづくりのための活動等）等の県内事例の紹介
- ・「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」の案内（誘導）

#### b 動画の長さ

10分程度

## イ 委託業務内容

講座動画を制作するために必要な以下の業務を行うこと。各業務の内容については、委託者と協議のうえ決定すること。

### (ア) シナリオ又は絵コンテの作成

講座動画の制作に先立ち、シナリオ又は絵コンテを作成し、講座動画の概要について委託者の確認を経て撮影等を行うこと。

### (イ) 出演者及び事例として紹介する取材先との調整

- ・講座動画では、身近な地域の様々な支援機関や居場所として、県内の取り組み事例を3～4件紹介することとし、あったかふれあいセンター（子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点）及びひきこもりの方への支援（居場所や相談窓口、ピアサポート等）を含むこと。

また、民間企業等による地域での支え合い活動として、高知家地域共生社会推進宣言を行っている企業・団体の取り組みを1～2件紹介すること。

【参考】高知家地域共生社会推進宣言企業

<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/kyosei/page/dtl.php?ID=195>

(高知家地域共生社会ポータルサイト)

- ・出演者及び取材先については、委託者と協議のうえ決定し、受託者において出演交渉及び撮影に必要な調整を行うこと。
- ・出演者及び取材先への謝金等必要な費用の支払いは受託者において行うこと。

#### (ウ) 撮影

- ・動画の制作に必要な映像撮影を行うこと。  
人物を撮影する場合は、肖像権に関する必要な手続きを行うこと。
- ・撮影場所の確保や必要な調整、費用の支払いは受託者において行うこと。

#### (エ) 映像の加工・編集

- ・撮影した動画を編集し、音楽・音声やナレーションの付加、字幕・テロップの付加、手話通訳の挿入等を行うこと。
- ・BGM等のための音楽素材の使用については、オリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾を要する場合は必要な手続きを行うこと。

### ウ 納品物

動画データ（再編集可能なマスターデータを含む）が保存されたDVD2枚

### エ その他要件等

- ・動画制作にあたっては、最後まで飽きずに視聴いただき、高知型地域共生社会への理解を深め、身近な行動のきっかけとなるよう、内容や演出、映像効果等を工夫すること。
- ・講座動画を視聴し、高知型地域共生社会に関心を持った方には、Web 動画研修（気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修）を受講いただけるよう導線を作ること。
- ・映像の加工・編集後、委託者と動画の試写を行い、委託者と修正箇所を確認のうえ、必要な編集を行うこと。
- ・映像の名義は以下のとおりとすること。  
企画・著作：高知県  
制作：受託者
- ・納品時期は、9月中を想定しているが、取材スケジュール等を踏まえて協議のうえ調整する。

## (2) 意識啓発に向けた広報

高知型地域共生社会の認知度を高めるとともに、ポータルサイトの閲覧、(1)の講座動画の視聴、「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」の受講につなげるため、幅広い世代の県民に情報が届くよう、以下のとおり広報を行う。

広報媒体のデザインや文言は、受託者の提案をもとに委託者と協議のうえ決定することとし、原稿の校正は、委託者が校了とするまで行うこと。

なお、講座動画の令和6年度の動画再生回数の目標は1,000回以上としており、主にポータルサイトを経由した視聴を想定している。また、ポータルサイトの年間閲覧数の目標は10万PV以上としており、これらの目標の達成に資するものとする。

<掲載する情報（掲載可能な情報量に合わせて内容を調整）>

- ・「高知型地域共生社会」の概要
- ・講座動画の紹介
- ・「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」の受講案内
- ・その他、ポータルサイト、高知家地域共生社会公式SNS（X）

<https://twitter.com/kochikekyosei>、LINE：<https://lin.ee/MuAC2Tz>）、高知家地域共生社会推進宣言、地域での取り組み事例等の地域共生社会に関連する情報

#### ア 広報用チラシの作成及び発送

講座動画の公開に合わせ、広報用チラシの作成及び配布先等への発送を行うこと。

##### (ア) 部数・規格等

- ・部数：8,000部
- ・規格：A4版両面、カラー
- ・紙質：マットコート紙 90kg

##### (イ) 納品物及び納品先

完成したチラシのうち4,000部程度を、県内計200箇所程度（送付先リストは県が提供）に発送すること。

残りの4,000部及び最終版の版下のJPEGデータは、県地域福祉政策課に電子媒体で納品すること。なお電子媒体の提出にあたっては、ウイルスチェックを行うこと。

#### イ Web 広告等による広報

講座動画の公開以降3ヶ月以上を広報強化期間として、以下の媒体での広告掲載等を行うこと。

##### (ア) 高知新聞への広告掲載（全5段、1回）

##### (イ) Web 広告の配信

- ・CM動画（15秒程度）を1種類以上作成し、複数のSNSで広告を配信すること。
- ・CM動画作成にあたって必要な各種調整については、(1)イ(ア)～(エ)と同様の取り扱いをすること。
- ・広告からの遷移先をポータルサイトに設定すること。
- ・作成したCM動画は、県のホームページへの掲載等、委託者において活用可能な媒体で利用できるよう、動画データが保存されたDVD（2枚）を納品すること。

##### (ウ) その他効果的な媒体による広報

### (3) ポータルサイトに掲載する取材記事の作成

#### ア 委託業務内容

ポータルサイトを継続して閲覧してもらうためのトピックス記事として、ひきこもりの方等生きづらさを抱えた方の居場所づくりや就労体験、相談機関等、また、県内の市町村社会福祉協議会やNPO、民間企業等が行うつながりづくりや支え合い活動について知ってもらうことで、取り組みへの理解者や参加者を増やすことにつながるような取材記事を作成するため、以下の業務を行うこと。

##### (ア) 取材調整

- ・取材先には、(1)の講座動画で紹介する取材先を含むこととし、分野（高齢・障害・児童・生活困窮など）や対象者の年代、地域のバランスを考慮し、委託者と協議のうえ決定する。
- ・出演交渉及び取材に必要な調整は受託者において出演交渉及び撮影に必要な調整を行うこと。人物を撮影する場合は、肖像権に関する必要な手続きを行うこと。
- ・取材先への謝金等必要な費用の支払いは受託者において行うこと。

##### (イ) 取材記事の作成

- ・(ア)の取材先に対し取材を行う前に、質問項目等の大まかな内容を作成し、委託者と調整すること。
- ・取材記事は1件あたり1,000文字～1,500文字程度とし、写真データのほか、イラストや図、データ等分かりやすく見やすい記事とするのに有効な各種データを手配すること。

- ・取材後、記事原稿を作成し、取材先及び委託者に記載内容の確認をすること。

#### イ 納品物及び納品時期

- ・取材記事のデータはワード、写真等のデータは JPEG 等、県において確認可能なデータを納品すること。
- ・県においてポータルサイトに月一回程度、取材記事を掲載できるよう、契約期間中、月 1 件（計 8 件程度）を目処に納品すること。

#### 4 実施体制

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、責任者、連絡窓口担当者を明確にし、業務が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。また、委託者の求めに応じて議事録の作成や進捗状況の報告を行うこと。

#### 5 業務完了報告

受託者は、本事業の終了後、業務完了報告書として、本委託業務内容及び関係資料（Web 広告からポータルサイトへのアクセス数等の成果が分かる資料を含む）を整理し、紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部を委託者に提出すること。

なお電子媒体の提出にあたっては、ウイルスチェックを行うこと。

#### 6 その他留意事項

- (1) 成果品は、原則として県の広報等のために必要な範囲内で、県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。
- (2) 著作権は県に帰属するが、制作の都合上やむをえず、著作権を県に譲渡できない映像、写真等を使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得ること。県に著作権を帰属させることができない映像、写真等の二次利用については、その都度、県と受託者との協議すること。
- (3) 著作権、商標権等、日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 委託者は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる方法により、公表等を行うことができるものとする。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。  
(本業務の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。提案のあった企画は、一部変更・調整する場合がある。)
- (6) 本業務を通じて知り得た個人情報及び機密情報については、厳重に取り扱い、漏えい及び盗用をしないこと。